

Supporter News



埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっち」

あけましておめでとうございます
本年もよろしくお願ひいたします



消費者被害防止サポーター基礎講座

オンデマンド講座が始まります



これまで、日程、会場などの都合が合わず受講できない方からオンデマンド開催の要望をいただいていた。その声に応えて、オンデマンド講座の準備を進めています。準備が整い次第、なくす会ホームページにてオンデマンド講座を案内します。

ご都合のいい時間に動画で講座を受講し、受講アンケートの回答後に、希望者はサポーター登録をすることができます。ぜひ、お知り合い、職場の方々にお知らせし受講を勧めてください。

消費者被害について学んだサポーター（地域を見守る人）がたくさんいることで、より多くの被害の端緒を消費生活センターへつなげることができ、消費者被害を防止することにつながります。みんなで消費者被害防止に向けた地域づくりを進めていきましょう。

消費者被害防止サポーター基礎講座 報告

令和7年度消費者被害防止サポーター基礎講座を3回開催しました。サポーターの皆様には、身近な人への講座参加の声かけ等にご協力をいただき感謝を申し上げます。また地域見守り担当講座を1回開催し、現時点で消費者被害防止サポーターは1,170人になりました。

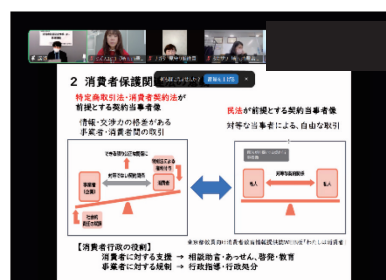
熊谷会場



草加会場



オンライン



埼玉県では、「消費者被害防止サポーター」の育成及び活動支援を行っています。埼玉県のホームページでは、消費者被害防止サポーターを紹介しています。ぜひご覧ください。

消費者被害防止サポーター

検索

左のチラシをサポーターのみなさんへ8月に送付しています。
お知り合いへの声掛けにご活用いただけますと幸いです。

消費者被害防止サポーターフォローアップ研修

テーマ「消費者トラブル事例を通してサポーターの役割を考えよう」

講師：消費生活相談員

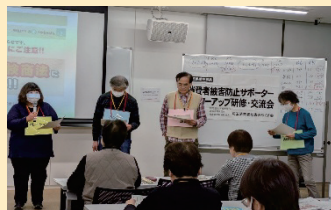
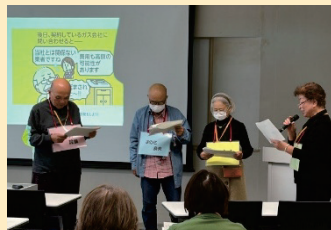
「給湯器の点検商法」のロールプレイング、グループワークを通して、サポーターとして被害にあって
いる人にとのように対応するかをみんなで考えました。

新しい消費者トラブル（「住宅のリースバック」「靈感商法」）や、高齢者相談の特徴として当事者以外からの相談が多いこと、周囲の見守り（気づき）が大切であることを学びました。

「見守り 気づき 声掛け 情報を伝える つなぐ 消費生活センターを知らせる」こと等、サポーターの役割をあらためて確認する研修となりました。

ご参加ありがとうございました。

サポーターフォローアップ研修 フォトギャラリー



ロールプレイングや188体操で参加型の楽しい啓発をしてみましょう。同封の26号別紙のシナリオが活用できます。

新しい消費者トラブルを学ぼう

【住宅のリースバック】

自宅（マンション、戸建て住宅）を売却する契約と同時に賃貸借契約を結んで、その後は家賃を払いながら同じ家に住み続けるというものです。

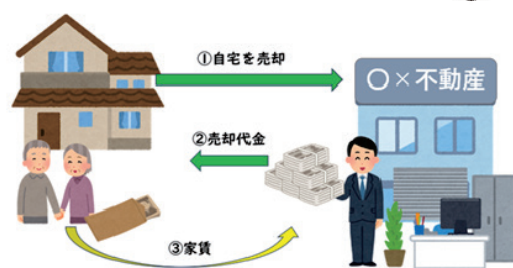
相談が増加傾向、契約当事者の7割が70歳以上。何時間も執拗に勧誘された、認知症高齢者が相場より安価で契約していたなどのケースがあります。

問題点

- ・自宅を失う可能性がある。
- ・被害回復が難しい。認知症、判断力不足に付け入る。
- ・クーリング・オフのような救済制度がない。

※詳しくは国土交通省「住宅のリースバックに関するガイドブック」を参照してください。

5 リースバック



注意です！ 自宅の売却契約にはクーリング・オフの適用なし !!!

出典：国民生活センター令和7年1月15日報道資料

社会的な問題！ 知っておこう！

【靈感商法】

単なるつばや印鑑・置物などに、あたかも超自然的な霊力があるように言葉巧みに思わせて、不当に高い値段で売り込む商法

被害の救済、再発防止に向けた法改正や新たな法整備がありました。

一例として、不安をもち、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、契約を締結することが必要不可欠と告げるにより、困惑し契約をした場合、取消しできるよう消費者契約法が改正されました。社会的な問題です。ぜひ知っておきましょう。

※詳しくは消費者庁「靈感商法等による消費者被害の救済の実効化のための消費者契約法等改正について」を参照してください。





埼玉県マスコット
「コバトン」「さいたまっちゃん」

地域別交流会 報告

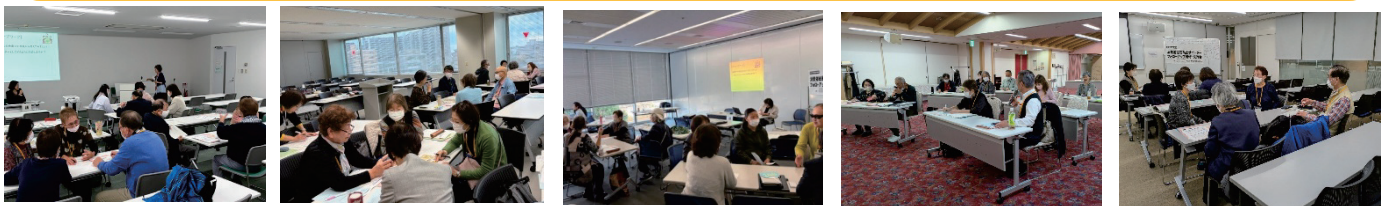
<地域別交流会は2つのテーマで交流しました>

★研修「サポーターの役割について」を聞いてどんなことに取り組んでみたいですか

- ・ ロールプレイングのセリフのように、悪質業者は本当にこのような巧妙な言葉遣い、手口でやってきます。対応する時はいつも一呼吸置くことが重要と伝えていきます。
- ・ 地域の集会等や自宅訪問等でサポーターの存在をPRし、声かけしていきたいと思います。
- ・ 今回、受講したことでサポーターの役割を再確認することができました。

★啓発について サポーター通信別紙①②シールの活用について

- ・ 町内会の掲示板、回覧板と一緒にセットして自治会の人に配布しました。
- ・ 「訪問販売お断りシール」は啓発するのに使いやすく悪質な業者の抑止になると思います。
- ・ 地域のサロンなどで配りました。188シールは自宅内に貼り意識するのに活用できます。



＊令和7年度 消費者被害防止サポーター地域別交流会 5会場での様子

<消費者行政担当職員からの取組報告>



さいたま会場



春日部会場



小川町会場



消費者行政担当職員から、消費生活展の来場者にサポーターと一緒に啓発品を配布したことなど、サポーターと連携した取組等について報告がありました。

交流会はサポーターと消費者行政担当職員のつながりづくりの機会になっています。

<アンケートより一部抜粋>

- ・ お助けかわらばんの部数が限られているので、白黒コピーをするが色塗をするなど工夫が必要。
- ・ サポーター同士、交流会をすることが活動の第一歩です。
- ・ 市役所等からチラシ配りや寸劇など、依頼があると行動しやすいです。
- ・ 各地域のサポーターの活動がどんな方法で行われているか知りたいです。

令和8年2月6日(金) オンライン サポーターフォローアップ研修・地域別交流会開催

未受講の方はぜひお申込みください。(P.4 QRコードより)



講師より、「あの人になら話せる」という関係性があるからこそ、被害の未然防止・早期発見等につながる、と話がありました。日頃からのコミュニケーションを大切にしましょう。

- ＊ 被害防止には、未然防止が重要です。
- ＊ サポーターは、情報を知って周りの人に伝えよう。
- ＊ 知ること伝えることは、大切な活動です。

～サポーターが参加した取組のご紹介～

埼玉県委託事業

「高齢者の消費者被害防止フォーラム」報告

令和7年9月19日 埼玉会館にて開催 114人（サポーターが講演を視聴参加）

市町村における消費者行政と福祉行政の連携強化を目的として、行政担当職員、福祉担当職員、民生委員・児童員等地域で高齢者の見守り支援に携わる方々が参加。消費者被害防止サポーターは、講演部分をオンラインで視聴しました。



＊村 千鶴子弁護士による「高齢者の見守りを地域で連携して進めるために」
＊池本 誠司理事長による「埼玉県内の地域連携の今後に向けて」
～消費者被害防止サポーターと高齢者の見守りネットワーク～
福祉関係者に興味を持っていただき基礎講座受講につながりました。



【第61回 埼玉県消費者大会】令和7年10月30日 さいたま市文化センターにて開催
分科会「消費者課題」消費者被害防止サポーターが日頃取り組んでいる啓発活動を発表

◆飯能市消費者被害防止サポーター
日頃の取り組みを発表



紙芝居の絵
シナリオも
メンバーで
作成しました



自作の啓発紙芝居を披露



◆上尾市消費者被害防止サポーターの会のみなさん

最新の消費者被害を知って
情報を更新しよう！

「高齢者を守るお助けかわらばん」
埼玉県消費生活課が発行し、市町村消費者行政担当課等に配布されています

埼玉県 お助けかわらばん

Q 検索

埼玉県消費生活支援センター
相談事例やスクリーンショットの方法
などについて知ることができます

埼玉県消費生活センター

Q 検索

独立行政法人国民生活センター
消費者被害等の最新情報を見ることができます

国民生活センター

Q 検索

啓発活動をなくす会へお寄せください。

埼玉県マスコット「コバトン」「さいたまっち」



『なくす会 HP』や次号『サポーターニュース』等で
サポーターの皆さんの取り組みをお伝えします。

なくす会で検索！



消費者被害防止サポーターのページ

令和7年度消費者被害防止サポーター
フォローアップ研修・地域別交流会

オンライン(zoom)で開催します！

令和8年2月6日 13時～16時

右記 QR コードからお申込み出来ます➡



令和6年度消費者被害防止サポーター
活動報告アンケートへのご協力
ありがとうございました。

引き続き提出をお待ちしています。

←左記 QR コードから

1月末まで回答できます。

発行者：適格消費者団体 / 特定適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会 理事長 池本誠司

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

Tel/ Fax 048-829-7444

E-mail: nakusukai.10@saitama-k.com

http://saitama-higainakusukai.or.jp/

埼玉消費者被害をなくす会は、埼玉県から複数の事業の委託を受けています。